

区議会自由民主党

平成24年1月9日付「行政委員の月額報酬および監査委員の選出に関する公開質問状」について下記のとおりご回答申し上げます。

質問①につきまして

ご存知のとおり、行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであります。つまり、行政委員会は、地方公共団体の長から独立した機関であり、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行にあたって自ら決定をし、これを表示し得る執行機関であります。このような執行義務を負った委員は、高い専門性や識見のもとに、その業務に耐え得る人材でなければならないのであります。

そこで、貴殿からもご指摘のとおり、行政委員は、会議に出席するだけでなく、資料の確認や調査研究を行っており、また、審議決定の職責を勘案すれば、一般的な労務提供とは異にします。このような見地に立って、地方自治法に根拠を持つ条例により、日額制でなく月額制がとられているものと推認します。

質問②につきまして

地方自治法では、議員以外から選出する監査委員について、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は、当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされております。

つまり、①と同様に高い専門性や識見のもとに、その業務に耐え得る人材でなければならないのであり、それが元議員だからといって不適正となる理由があるとは思えません。

また、議員から選任する者が2人としている現行条例に不都合があるとは認識しておりません。

江戸川区議会公明党

質問①へのお答え

平成23年12月15日の最高裁判所の判決では、提訴あった行政委員について月額報酬制の規定を「県議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえない」としています。また、「行政委員会は、独自の執行権を持ち、その担当する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行いこれを表示し得る執行機関であり」としています。行政委員には、その業務に堪え得る一定水準の適正を備えた人材を如何に確保するかが極めて重要です。以上の見地から、地方自治法に根拠を持つ条例により、月額制ではなく日額制がとられているものと認識しています。

質問②へのお答え

地方自治法では、監査委員は「人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうち」から選任するとしています。元議員だから不適正という視点ではなく、上記①と同様に適正人材の確保の視点から選任すべきことと考えます。

また、議員から選任するものについて、地方自治法の規定の裁量の範囲に基づき、2名としている現行条例に不都合があるとは認識していません。

民主・ネット・えどがわ

行政委員の月額報酬および監査委員の選出に関する公開質問状に関する回答

1. 行政委員の月額報酬について

行政委員の報酬については、日額制にするべきだとの、意見も多くあり、私たちの会派も、当然、勤務の実態に即すべきだと考えています。ご承知のように、地方自治法においては、勤務日数に応じて支給するとの規定がありますが、その一方で「条例で特別の定めができる」とした規定があるのも事実です。江戸川区でも、「江戸川区行政委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例」があり、制度上、形は整っています。

しかし、質問状にあるように、兵庫県、滋賀県、岐阜県の行政委員に関しては、訴訟での判決がありました。解釈はそれぞれ異なっていますが、滋賀県行政委員の訴訟について、勤務量・拘束時間など、大阪高裁の示した基準は評価できるものです。

江戸川区においても、行政委員の報酬額については、区が住民の理解が得られる説明をきちんと果たすことは、当然だと私たちの会派は考えています。勤務実態に即して、日額制にするべきものはそうしていくべきだという考えを含めて、今後検討していくべきです。

2. 監査委員の選出に関して

現議員を1名とし、元議員を含めても過半数にならないようにすべきだ、との意見は、もっともです。行政の実態を把握し、予算・決算などについて、区民の目線での監査を行うために、実情を知る立場にある現職議員あるいは元議員の果たすべき役割は大きいと考えますが、同時に、元議員の再就職先などということにならないようにしていくべきだとも考えています。

日本共産党江戸川区議団

質問①行政委員の月額報酬を日額制に改めることについて

行政委員の報酬を月額制から日額制に見直すべきと考えます。この問題は、貴会の質問にもあるように、滋賀県の大津地裁判決以来全国的にも大きな波紋を呼び、すでに首都圏など多くの自治体において日額制への見直し改善が図られているところです。

江戸川区議会においてもこれまで、議会改革検討小委員会、議会運営委員会理事会、行財政改革特別委員会など多くの場で、わが党代表がその見直し・改善を求めてきました。

くらしと営業を脅かす深刻な経済情勢のもと、区民の税金の使い方が厳しく問われています。区民の生活感覚からかけ離れた行政委員の月額報酬を日額制に改めるため、議会としても努力すべきだと考えます。

質問②監査委員のうち現議員を1名とし、元議員を含めても過半数にならないようにすべきことについて

ご指摘の通り、区の監査委員が自民党・公明党の現職・元職の議員で過半数を占めているという実態は、改善を図るべきと考えます。特に、監査委員をはじめ区の行政委員に、元議員が就任している実態は、事実上議員の「天下り」そのものであり、国民的に、税金のムダ遣いと批判の高い高級官僚の「天下り」と違いはありません。

江戸川区議会では、長年区民からみて改善を図る必要のある課題が「慣例」のようになっている現状があります。自ら改革を図るべき議会自身の努力はもちろんのことですが、貴会のこうした活動は、区民の声を反映し、区政の刷新と議会の改革を促す大切なものと考えます。

みんなの党

1. 直ちに改めるべきだと考えます。

ただし、監査委員など財政をチェックするにあたり、会計知識の専門性を要する責任の重い職務にあたる専門家についての日額報酬金額に配慮は必要だと考えます。区民のために税のムダや不正を見つけ出す結果が出せる人材には支払うべき金額を支払うことで、有能な人材を担保できると考えます。当然、こうした人材は公募など在野から登用すべきと考えます。

2.

地方自治法上「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。」とあります。

区民の代表として現職議員が監査委員に入ることからもかねてより指摘してきました通り、公平・公明性を鑑みても元議員を登用する必然性を感じません。「財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する」民間人の登用を望みます。また現職議員の監査委員ですが、議員報酬があるのですから

監査委員報酬は不要、あるいは日額とし、1名で十分と考えます。

無所属クラブ

質問①

滋賀訴訟の判例を読んではおりませんが、行政委員の職種によっては、つまり「時々の勤務」あるいは時々の業務の職種であるなら、判決の通り「報酬月額制は『違法』」と言える可能性は大であろうと思います。われわれ地方議員のように正式な会議以上に住民からの相談業務を日々抱えたりしているのでしょうか。(注) 正直なところ、私は行政委員の経験がないので、外から調べることはできても、体験しながら理解される詳細な実態があまり把握できません。もし正式な会議以外の業務が乏しい行政委員職であれば、日当制という考えには妥当性があると思われま

す。司法は訴状で取り上げられた論点に対してのみ議論し、適否を下す受動的な場ですので、行政委員はこうあるべきという積極的な論は、おそらくあまり展開はされなかったのではないかと推測します。月額報酬か日当かの議論は納税者感情としては極めて自然であり、分からないではありません。しかし、上の推論に立てば、月額報酬を日当に変えたとしても二つの課題が残されたままになり、行政委員のあるべき論の全体像は見えてこないような気がします。

行政委員職を日当制で務めてくれること、少ない報酬で務めてくれることは納税者の立場からすれば善であり、委員としての十分条件を満たすことにはなるでしょう。しかし、日当制で行政委員を務めてくれる委員が必ずしも能力的に有能な行政委員であるかと言えば、そうとはなりません。期待される専門性に欠けているにもかかわらず、単に、金銭的に余裕のある人、時間的に余裕のある人が行政委員職に当てられてしまうという制度的な隙間を、日当制議論は残すこととなります。日当制を適用するか否かに勝るとも劣らないくらい大切な議論は、当該行政委員がその能力を有しているか否かという点であり、これこそ行政委員としての必要条件であると言えます。かりに日当制で委員を引き受けてくれたとしても、能力に欠ける行政委員に日当が支払われるのであれば、たとえ少額であっても税金としては無駄な支出ということになります。報酬の多寡だけに注目した時、これが置き去りにされる課題の一つです。行政委員の質の確保の問題は、報酬の課題と同時に考えていく必要があります。

低賃金で行政委員を引き受けてくれる者がいたとしても、安かろう悪かろうでは意味がありません。本当にその人に、当該行政委員としての能力があるのか否かは賃金以上に重要な点だと思います。日当制になったがゆえに、先にも触れたとおり、行政委員の引き受け手が資産的に余裕のある人、退職後の時間的に余裕のある人などに偏ってしまっ

ては困ります。分析力と批判能力のある現役の当該分野専門の研究者や現役世代の市民感覚を有した民間の勤め人にも行政委員の一角を占めてほしいというのが私の考えです。日当制にするにしても、有能な人材が引き受ける意欲を喪失するような設定にしない注意が必要です。

もう一つは委員会開催曜日の問題です。教育委員、監査委員、選挙管理委員など江戸川区の行政委員の場合、彼らが出席しなければならない会議は平日日中のものばかりです。ここにもう一つの課題があると思います。平日日中の会議をこなす身となると、たとえ月2、3回であったとしても、行政委員を引き受ける者が兼業で臨むというのはなかなか困難な状況にあると想像できます。兼業でこなされている方も実際にはいらっしやいますが、職種上または立場的に自分で時間が動かせる方と推測しています。雇用された身分の現役の勤め人が区の行政委員を引き受けるのはなかなか難しい状況です。

月額報酬が採用されることになった理由や経過の詳細は承知しておりませんが、その理由の一つは、行政委員会の会議が平日開催であることにあると推測しています。しかし、この会議の開催曜日の事情から高額な月額報酬制を適用することになったのだとすれば、誰が考えても言語道断な話です。行政委員の報酬は委員の能力に対して支払われるものであって、委員の生活のために支払われるものではありません。

会議が平日開催となっているのは、行政委員会の事務局職員の出勤日の事情によるものと思われま。週末や夜間の会議開催となると、当然、事務局職員の休日出勤や時間外勤務の手当てが発生します。しかし、たとえ休日出勤や時間外勤務の手当てが発生しても、今後の行政委員のあり方を考えるなら、休日や夜間の開催なども視野に入れていくべきでしょう。

税金を原資とする報酬ですから、市民感覚から逸脱した月額報酬が見直されるべきであるのは当然です。ただし、あまりに安い報酬に改めたことで、行政委員の引き受け手が資産的に余裕のある人、退職後の時間的に余裕のある人などに偏ってしまうことにも反対です。逆に、分析力や批判能力のある有識者に務めてもらえるのであれば、市民感覚を逸脱しない程度の報酬の支払いは対価であると考えます。日当制の採用は行政委員の十分条件を整えてはくれますが、必要条件を満たすことにはなりません。行政委員の報酬の問題を考える際、委員の質の確保の課題や委員会の開催日時などの問題と合わせて議論しなければ、事態の改善には結びつかないと考えます。

(注) 自分自身が議員になって分かったのは、本会議や委員会などのいわゆる正式な議会の会議以外の、かつ議員として動かねばならない業務に携わる時間が、議会内の会議の合計時間よりもずっと多いという点です。ここで、「議員として動かねばならない業務」には政治活動、政党活動、後援会活動、各種団体会合、地域行事への出席などは含みません。それは自らの営業的な側面が強く、自治体から報酬を得るに値する類の活動とは言えません。そうではなく、私の申し上げる「議員として動かねばならない業務」とは、①街づくり・福祉・教育・環境など公共の福祉万般にかかわる区民相談への対応業務、および②土日に開催される公的会合などです。私の場合、時間的比重としては②よりも①のほうが圧倒的に多い状況です。②は当たり前ですが、①も自分が議員でなければ発生することのない相談業務です。

現在の職は兼業でこなすには少し忙しすぎます。議員報酬から日当制導入へと動いたケースとして矢祭町の事例がありますが、都市部の地方議員も日当制で、という話になれば、私の場合、職の継続は困難です。財産も持ち家もない身としては、日当制での議員職の継続は残念ながら不可能です。

質問②

ご提案の考えに賛成です。議員が委員として行政の監査に臨むことの意味は大きいと思います。二元代表制という権能の緊張関係の理屈からも、監査委員に区議会関係者（現役と元職など）が加わることは有意と考えます。

しかし、4名のうち、2人も3人も議会関係者が入ることには多様な分析視点の反映には妨げとなります。偏りが生ずるということです。市民感覚からみれば、議会版「天降り」のような事例と揶揄もしたくなるでしょう。私は1人でよいと考えます。企業会計と公会計は無論異なりますが、会計を読み解くプロである、民間の監査の専門家の視点も多く採用したいと考えます。

志士の会

・行政委員の月額報酬および監査委員の選出に関する質問についてお答え致します。

質問 1

基本的には貴会の意見に賛成致します。

質問 2

監査委員のみならず、他の行政委員の人数についても、区民の賛同を得られるように検討すべきと考えます。

以上です。

自民党日本

世の中が不景気であろうと、好景気であろうと改めるべきことがあれば努力すべきことと考えますが、私たち平成11年当選組は今までも議員定数の見直し、費用弁償の見直し、議員の天下り的なことは見直そうと努力してきました。まず議員が自らを律することが改革の基本です。